

2013 年 10 月 15 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 282 号 ）

上海市人民政府、 自由貿易試験区の基本法規を公布 外商投資企業の届出管理も具体化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は、2013 年 9 月 26 日付で『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』（上海市人民政府令第 7 号、以下『管理弁法』という）を公布しました。『管理弁法』は、2013 年 9 月 29 日に設立された中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）の運営に係る基本法規で、国務院が公布した上海自由貿易区の総合計画『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38 号、以下『総体方案』という）に基づいて、管理機構の職責や投資・貿易振興策、行政管理・サービス施策等を盛り込んでいます。

また、同政府は同日付で『「中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（滬府発[2013]71 号、以下『71 号通達』という）と『「中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（滬府発[2013]73 号、以下『73 号通達』という）を公布。それぞれ上海自由貿易区における外商投資プロジェクト・企業の届出手続を具体化しました。

□ サービス業中心に産業発展を図る

『管理弁法』は、上海自由貿易区が外高橋保稅区、外高橋保稅物流園區、上海浦東空港総合保稅区、洋山保稅港区的 4 区域から構成されることを明記（第 2 条）。上海市の派出機構としての「中国（上海）自由貿易試験区管理委員会」（元の上海総合保稅区管理委員会から改組）が各種行政サービスを提供し、行政上の法執行権限を行使すると規定しています（第 4 条～第 6 条および付属文書）。

上海自由貿易区は、「サービス業の拡大開放および投資管理体制の改革を推進し、貿易の転換・高度化を推し進め、金融領域の開放を深化させる」（第 3 条）ことを目指しています。サービス業の振興では、6 分野（金融、航運、商業貿易、専門、文化、社会）において外資参入規制の緩和を図っています（第

10 条)¹。投資管理については、ネガティブリスト（外商投資参入特別管理措置）²の管理モデルを採用。リストに掲載されていない業種は、原則としてプロジェクトと企業設立の届出のみで市場参入できるようになっています（第 11 条）。

貿易促進面では、オフショア貿易、国際貿易決済、国際コモディティ商品取引、ファイナンスリース、先物保税決済、クロスボーダー電子商取引、航運ファイナンス、国際船舶管理、国際航運マネジメント、海上運賃デリバティブ商品取引等の発展を図る（第 15 条、第 16 条）ほか、貿易・物流・決済機能を有する多国籍企業の地域本部を誘致する方針です（第 15 条）。

『総体方案』は、国外と上海自由貿易区の境目である「第一線」の開放をさらに進める一方で、上海自由貿易区とその他の国内を隔てる「第二線」においては「安全で高効率な管理」を実施するとしています（第 3 条第 1 項、第 2 項）。『管理弁法』は、「第一線」を跨ぐ貨物の出入りについて、「自由貿易試験区内の企業が輸入積荷情報により貨物を先に引き取って入区させ、後で入国届出を行うことを許可する」（第 17 条）とするなど、通関手続の簡素化、短縮化、IT 化を図る方針を示しており、すでに区内企業 6 社を対象として貨物搬入後に通関を行う（先入区、后报关）管理モデルの試行が始まっています。

一方、金融革新については、上海国際金融センター建設に歩調を合わせることや、資本項目の自由兌換、金利の市場化、人民元クロスボーダー使用の拡大に触れています（第 19 条～第 25 条）が、『総体方案』の表現と同様に具体性が欠けていることから、関係当局による細則の公布が待たれます。

□ 「政府の職能転換」のモデルケースに

上海自由貿易区では、企業登記の方法も変わります。『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」の印刷・配布に関する通達』（工商外企字[2013]147 号、以下『147 号通達』という）が、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する「授權資本金登記制度」を試行することを盛り込んでいる（第 1 条第 1 項）ことを受け、『管理弁法』も上海自由貿易区において「登録資本金授權登記制を実行し、会社の株主（発起人）はその授權出資額、出資方式、出資期限等に対して自主的に約定し、かつ会社定款に記載する」（第 13 条）と明記しました。また『147 号通達』に基づき、営業許可証取得の前提となっていた経営関連許可について、別途規定がある場合を除いて、営業許可証取得後に申請できるとしている（第 14 条）ほか、年度検査を廃止して企業年度報告開示制度を採用することも規定しています（第 32 条）³。

『総体方案』が上海自由貿易区の主要任務の第 1 項目に「政府の職能転換の加速」を挙げていることから、行政手続の簡素化が同区建設の最重要課題に位置付けられていることが分かります（『総体方案』第 2 条第 1 項）。これを受け、『管理弁法』は行政サービス・管理を集中的に取り扱う場の設置（第 7 条）と、外商投資のプロジェクト・企業設立における「1 枚の申請表で申告、一括受理」サービスの提供（第

¹ 『総体方案』は、6 分野 18 業種におけるサービス業拡大開放措置を盛り込んでいます。詳しくは『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 279 号 P3～4 をご参照ください。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.279.pdf

² ネガティブリストの詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 280 号をご参照ください。

⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.280.pdf

³ 『147 号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 281 号をご参照ください。

⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.281.pdf

28 条)といった具体措置に言及しています。さらに『71 号通達』と『73 号通達』では、外商投資のプロジェクトと企業設立に係る届出管理方法を取りまとめています。

上海自由貿易区には、すでに総合サービスセンターが開設され、「1 枚の申請表で申告、一括受理」サービスが開始されています。従来型の行政サービスセンターは、受付窓口を 1 施設に集約させている場合であっても、実際には部門ごとに独立して窓口を設けていることが多く、企業は必要とする手続に応じて複数の窓口を回らなければなりません。しかし、上海自由貿易区の総合サービスセンターは、届出・報告書類を 1 部提出すれば、窓口内部で各部門に回覧、処理され、各種証明を 1 つの窓口で一括して受け取れるようになっており、手続を文字通りワンストップで済ませることができます。



上海自由貿易区の総合サービスセンター

(撮影：中国アドバイザー一部 神保智)

*

『管理弁法』および『71 号通達』『73 号通達』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 23 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

（日本語仮訳）

上海市人民政府 令第 7 号

『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』は、2013 年 9 月 22 日に市政府第 24 回常務会議が可決した。
ここに公布し、2013 年 10 月 1 日より施行する。

市長 楊雄
2013 年 9 月 29 日

中国（上海）自由貿易試験区管理弁法 （2013 年 9 月 29 日上海市人民政府令第 7 号公布）

第 1 章 総則

第1条 （目的および依拠）

中国（上海）自由貿易試験区の建設を推進するため、『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』および関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 （適用範囲）

本弁法は、国務院の批准を経て設立された中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）に適用する。自由貿易試験区は、上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園區、洋山保稅港区および上海浦東空港総合保稅区にわたり、総面積は 28.78 平方キロである。

第3条 （区域の機能）

自由貿易試験区は、サービス業の拡大開放および投資管理体制の改革を推進し、貿易の転換・高度化を推し進め、金融領域の開放を深化させ、監督管理サービスモデルを革新し、国際的な投資および貿易規則体系に適応した行政管理体制の構築を模索し、国際化、法治化された商業環境を育成し、模範牽引的で、全国に奉仕する積極的役割を発揮する。

第 2 章 管理機構

第4条 （管理機構）

当市は、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「管理委員会」という）を設立する。管理委員会は、市政府の派出機構であり、自由貿易試験区の改革任務を具体的に実行し、自由

貿易試験区の関連行政事務を統一調整管理し、および協調させる。

市の関連部門、浦東新区等の区県政府は、協力を強化し、管理委員会の各種業務を支持しなければならない。

第5条 （機構職責）

管理委員会は、本弁法に基づき以下の職責を履行する。

- (1) 自由貿易試験区の各改革試行任務に責任を負い、自由貿易試験区の発展計画および政策措置の研究・提案かつ組織的に実施し、自由貿易試験区の関連行政管理制度を制定すること。
- (2) 自由貿易試験区内の投資、貿易、金融サービス、国土計画、建設、緑化・都市景観、環境保護、労務・人事、食品・薬品監督管理、知識財産権、文化、衛生、統計等の方面における行政管理業務に責任を負うこと。
- (3) 工商、品質監督管理、税務、公安等の部門による自由貿易試験区内での行政管理業務を指導すること。税関、検査検疫、海事、金融等の部門による自由貿易試験区内での行政管理業務に協調すること。
- (4) 安全審査、独占禁止審査の関連業務を担うこと。
- (5) 自由貿易試験区内での総合法執行業務に責任を負い、自由貿易試験区内での都市管理、文化等の領域における行政法執行を組織的に展開すること。
- (6) 自由貿易試験区内の総合サービス業務に責任を負い、自由貿易試験区内企業および関連機構のためにガイダンス、コンサルティングおよびサービスを提供すること。
- (7) 自由貿易試験区内の情報化建設業務に責任を負い、自由貿易試験区の監督管理情報共有メカニズムおよびプラットフォームを組織的に建設し、遅滞なく公共情報を発布すること。
- (8) 自由貿易試験区内の産業配置および開発建設活動を統一的に調整指導し、自由貿易試験区内の重大投資プロジェクトの建設推進に協調すること。
- (9) 市政府が付与するその他の職責。

元の上海外高橋保稅区管理委員会、洋山保稅港区管理委員会、上海総合保稅区管理委員会がそれぞれ責任を負っていた関連行政事務は、管理委員会が統一して担う。

第6条 （総合法律執行）

管理委員会の総合法執行機構は、法に基づき以下の職責を履行する。

- (1) 都市管理領域、文化領域の行政処罰権、ならびに行政処罰権に関連する行政強制措置権および行政検査権を集中的に行使すること。

- (2) 当市の国土企画、建設、住宅保障不動産管理、環境保護、民間防衛、人的資源社会保障、知的財産権、食品・薬品監督管理、統計部門が法律、法規および規定に基づき行使する行政処罰権、ならびに行政処罰権に関連する行政強制措置権および行政検査権を集中的に行行使すること。
- (3) 市政府が管理委員会の総合法執行機構による行使を決定したその他の行政処罰権。

第7条 （集中サービス場所）

管理委員会は、自由貿易試験区の区域配置と企業の必要に基づき、行政サービスおよび管理事項を集中的に取り扱う場所を設置しなければならない。

第8条 （区内常駐機構）

税関、検査検疫、海事、工商、品質監督管理、税務、公安等の部門は、自由貿易試験区内に事務機構を設置し、法に基づき自由貿易試験区の関連する監督管理および行政管理の職責を履行する。

第9条 （その他の行政事務）

市の関連部門および浦東新区政府は、各自の職責に基づき、自由貿易試験区のその他の行政事務を担う。

第3章 投資管理

第10条 （サービス業の拡大開放）

自由貿易試験区は、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』に基づき、金融サービス、航運サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービス領域において開放を拡大し、投資家の資質要求、持分比率制限、経営範囲制限等の参入制限措置を一時停止または廃止する。

自由貿易試験区は、先行実施の推進状況および産業の発展要求に基づき、絶えず開放拡大の領域、試行内容および相応する制度改革措置を模索する。

第11条 （ネガティブリスト管理モデル）

自由貿易試験区は、外商投資参入前国民待遇を実行し、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）管理モデルを実施する。

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の領域に対し、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に改める。ただし、国務院が国内投資プロジェ

クトに対する認可の保留を規定している場合を除く。外商投資企業の契約・定款の審査・批准を届出管理に改める。

自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）は、市政府が公布する。外商投資プロジェクトおよび外商投資企業届出の方法は、市政府が制定する。

第12条 （国外投資の届出制）

自由貿易試験区内の企業が国外で投資・開設する企業について、届出制を主体とする管理方式を実行し、国外投資一般プロジェクトに対して届出制を実行する。

国外で投資・開設する企業および国外投資プロジェクトの届出方法は、市政府が制定する。

第13条 （登録資本金授權登記制）

自由貿易試験区は、登録資本金授權登記制を実行し、会社の株主（発起人）はその授權出資額、出資方式、出資期限等に対して自主的に約定し、かつ会社定款に記載する。ただし、法律、行政法規が特定企業の登録資本金の登記を別途規定している場合を除く。

会社の株主（発起人）は、出資金払込状況の真実性、合法性に責任を負い、かつその授權した出資額もしくは引き受ける株式を限度として会社に対し責任を担う。

第14条 （営業許可証および経営許可）

自由貿易試験区内で営業許可証を取得した企業は、一般の生産経営活動に従事することができる。許可を必要とする生産経営活動に従事する場合、営業許可証の取得後、主管部門に手続を申請することができる。

法律、行政法規が企業の設立に必ず報告して批准を経なければならないと規定している場合、営業許可証の手続を申請する前に、法に基づき批准手続を行わなければならない。

第4章 貿易の発展および利便化

第15条 （貿易の転換・高度化）

自由貿易試験区は、積極的に地域本部経済を発展させ、多国籍企業が自由貿易試験区内にアジア・太平洋地域本部の設立し、貿易、物流、決済等の機能を統合したオペレーションセンターを構築することを奨励する。

自由貿易試験区は、国際貿易、倉庫・物流、加工・製造等の基本業務の転換・高度化を推し進

め、オフショア貿易、国際貿易決済、国際コモディティ商品取引、ファイナンスリース、先物保税決済、クロスボーダー電子商取引等の新型貿易を発展させる。

自由貿易試験区内の企業が国際・国内貿易を統一調整して展開し、対内・対外貿易の一体的な発展を実現することを奨励する。

第16条 （航運ターミナル機能）

自由貿易試験区は、外高橋港、洋山深水港、浦東空港国際ターミナルとの連動的役割を発揮し、自由貿易試験区外の航運産業集積区との協同発展を強化する。

自由貿易試験区は、航運金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際船員管理、国際航運マネジメント等の産業を発展させ、航運運賃指数派生商品の取引業務を発展させる。自由貿易試験区は、航空貨物・郵便の国際中継を発展させ、航路、航運権の開放度を強化する。

自由貿易試験区は、競争力を有する国際船舶登記政策を実行し、高効率な船籍登記制度を構築する。自由貿易試験区内の企業は、「中国洋山港」を船籍港として船舶登記を行い、国際航運業務に従事することができる。

第17条 （出入国監督管理制度の革新）

自由貿易試験区と国外との間の出入り貨物に対し、自由貿易試験区内の企業が輸入積荷情報により貨物を先に引き取って入区させ、後で入国届出手続を行うことを許可する。自由貿易試験区と国内区外との間の出入り貨物に対し、スマート関門、電子情報ネットワーク管理方式を実行し、リストの照合、台帳管理、関門貨物確認の監督管理制度を完善化する。

自由貿易試験区内の企業が貨物の出区前に自主的に時間を選択して検査を申請することを許可する。

自由貿易試験区は、貨物状態分類監督管理モデルを推進する。自由貿易試験区内の保税倉庫、加工等の貨物に対し、保税貨物状態に基づき監督管理する。自由貿易試験区の港湾を通過して輸出入もしくは国際中継される貨物に対し、港湾貨物状態に基づき監督管理する。自由貿易試験区内に入る特定の国内貿易貨物に対し、非保税貨物状態に基づき監督管理する。

第18条 （出入国監督管理サービスの利便化）

自由貿易試験区は、新型業務監督管理革新の試行を推進し、サービス貿易、オフショア貿易および新型貿易業務の発展要求に適応した監督管理モデルを構築する。

自由貿易試験区は、国際中継、集配および分配業務を積極的に発展させる。「一度の申告、一度の検査、一度に通過」モデルを推進する。

自由貿易試験区内の貨物移転手続を簡素化し、「集中申告、自己運輸」の方式に基づき、自由貿易試験区内の企業間での貨物移動を推進する。

輸出入商品の検査鑑定機構の設立を奨励する。第三者検査鑑定機構の検査結果に対する信用メカニズムを構築する。

第5章 金融革新およびリスク防止

第19条（金融革新）

自由貿易試験区で金融領域制度の革新、先行実施を展開し、自由貿易試験区の金融改革・革新と上海国際金融センターの建設との連動メカニズムを構築する。

第20条（資本項目の兌換可能）

自由貿易試験区で資本項目の兌換可能を実行する。リスクコントロール可能との前提の下、別台帳勘定方式を通じ、業務および管理モデルを革新する。

第21条（利率の市場化）

自由貿易試験区で実体経済の発展に適応した金融機関自主価格決定メカニズムを育成し、徐々に利率の市場化改革を促進する。

第22条（人民元クロスボーダーの使用）

自由貿易試験区内の機構によるクロスボーダー人民元決済と前置審査・認可のプロセスをリンクさせない。自由貿易試験区内の企業は、自社の経営の需要に基づき、クロスボーダー人民元の革新業務を展開し、人民元のクロスボーダー使用の利便化を実現することができる。

第23条（外貨管理）

自由貿易試験区の発展要求に適応した外貨管理体制を構築し、貿易・投資の利便化を推進する。

第24条（金融主体発展）

自由貿易試験区の需要に基づき、国家金融管理部門の批准を経て、異なる階層、異なる機能、異なる種類の金融機関が自由貿易試験区に進出することを許可し、金融市場が自由貿易試験区内に国際に向き合った取引プラットフォームを建設し、多元的レベル、全方位の金融サービスを提供することを許可する。

第25条 （リスク防止）

当市は、国家金融管理部門との協調を強化し、国家金融管理部門が自由貿易試験区に金融業務の発展に適応した監督管理およびリスク防止メカニズムを構築することに協力する。

第6章 総合管理およびサービス**第26条** （管理の最適化）

自由貿易試験区は、国際化、法治化の要求に基づき、高効率で機敏な管理およびサービスモデルを構築し、投資および貿易の利便化を促進する。

第27条 （管理情報の開示）

管理委員会および関連部門が職責履行の過程で制作または取得した政策内容、管理規定、事務手順および規則等の情報は、公開、透明で、企業の検索に便利でなければならない。

自由貿易試験区の関連政策措置、制度規範は、制定および調整の過程において、自由貿易試験区内の企業の意見を主体的に聴取しなければならない。

第28条 （一括受理メカニズム）

自由貿易試験区の工商部門は、税務、品質監督管理等の部門および管理委員会とともに、外商投資プロジェクト認可（届出）および企業設立（変更）における「1枚の申請表で申告、一括受理」業務メカニズムを構築する。工商部門は、申請者が提出する申請資料を統一して受け取り、申請者に関連文書を統一して送付する。

管理委員会は、自由貿易試験区内の企業による国外投資届出の「1枚の申請表で申告、一括受理」業務メカニズムを構築し、申請者が提出する申請資料を統一して受け取り、申請者に関連文書を統一して送付する。

第29条 （監督管理の完善化）

管理委員会および関連部門は、自由貿易試験区の改革要求に基づき、事中、事後の監督管理を主体とする動態監督管理を実行し、管理プロセスおよび管理制度を最適化する。

自由貿易試験区における法執行・検査条項は、法に基づき遅滞なく開示しなければならない。食品・薬品安全、公共衛生、環境保護、安全生産に係わる場合、処理の進捗状況も開示し、交わって必要な警告、予防提案等の情報を発布しなければならない。

第30条（安全審査および独占禁止審査）

自由貿易試験区は、安全審査および独占禁止審査の関連業務メカニズムを構築する。

投資プロジェクトもしくは企業が安全審査、独占禁止審査の範囲に属する場合、管理委員会は遅滞なく安全審査、独占禁止審査の展開を要請しなければならない。

第31条（知的財産権保護）

自由貿易試験区の知的財産権保護を強化し、専門機構が知的財産権の調停、権利保護・援助等のサービスを提供することに奨励および支持する。

管理委員会は、自由貿易試験区内の特許紛争の行政調停および処理に責任を負う。

第32条（企業年度報告書の公示）

自由貿易試験区内の企業による年度報告開示制度を実行する。自由貿易試験区内の企業は、工商部門に年度報告を送付しなければならない。年度報告は社会に開示されなければならないが、商業秘密の内容に係わる場合を除く。企業は、年度報告の真実性、合法性に責任を負う。

自由貿易試験区内の企業の年度報告の開示方法は、別途制定する。

第33条（信用情報制度）

自由貿易試験区内の企業の信用情報の記録、開示、共有および使用制度を構築し、信用維持の奨励および信用喪失の懲戒の連動メカニズムを推し進める。

第34条（監督管理の情報共有）

管理委員会は、自由貿易試験区の監督管理情報共有メカニズムおよびプラットフォームを構築し、税関、検査検疫、海事、金融、発展改革、商務、工商、品質監督管理、財政、税務、環境保護、安全生産監督管理、港湾・港運等の部門の監督管理情報の相互接続、交換および共有を実現し、管理プロセスの最適化、高効率で機敏なサービスの提供、事中・事後監督管理の強化のために支持を提供する。

第35条（総合評価）

当市は、自由貿易試験区で業界情報の追跡、監督管理、収集の総合評価メカニズムを構築する。

市の発展改革部門は、市の関連部門および管理委員会とともに業務メカニズムを構築し、業界全体、業界企業の試行実施状況およびリスク防止の総合評価を展開し、関連評価報告を提出し、拡大開放領域、試行内容および制度革新措置の完善化を推進する。

第36条（行政再議および訴訟）

当事者が管理委員会もしくは関連部門の具体的な行政行為に対して不服の場合、『中華人民共和国行政再議法』もしくは『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、行政再議を申請、または行政訴訟を提起することができる。

第37条（商事紛争の解決）

自由貿易試験区内の企業に商事紛争が発生した場合、人民裁判所に起訴することができ、約定に基づき仲裁もしくは商事調停を申請することもできる。

当市の仲裁機構が法律、法規および国際慣例に基づき、仲裁規則を完善化し、自由貿易試験区の商事紛争仲裁専門水準および国際化度を向上させることを支持する。

各種の商事紛争専門調停機構が国際慣例に基づき、多様な形式を採用し、自由貿易試験区の商事紛争を解決することを支持する。

第7章 附則**第38条**（付属文書）

管理委員会が担う行政審査・批准事項、具体的な管理事務および管理委員会総合法執行機構が集中的に行使する行政処罰権は、本弁法の付属文書にて明確にする。

第39条（施行日）

本弁法は、2013年10月1日より施行する。

付属文書

1、管理委員会が担う行政審査・批准事項

- (1) 投資管理部門が委託する企業投資プロジェクトの認可。
- (2) 商務管理部門が委託する外商投資企業の設立および変更審査・批准、国外投資開設企業の審査・批准。
- (3) 計画管理部門が委託する建設プロジェクト立地の選定意見書・査定計画条件・建設用地計画許可証・建設工事計画設計方案・建設工事計画許可証の審査・批准、建設工事竣工計画の検収。
- (4) 建設用地の増設のほか、土地管理部門が委託する国有地使用权の分配、私下等の建設プロジェクト用地の予備審査。

- (5) 建設管理部門が委託する建設プロジェクトの報告建設許可、建設プロジェクトの初期設計審査・認可、建設プロジェクトの施工許可、都市の道路・歩道に設置する各種施設の占用許可、臨時的な道路及び公道用地の占用許可、橋安全保護区域内の施工許可、道路掘削許可、道路用地範囲の埋設導管および導管の道路貫通・横断の審査・批准、平面交差点の増設・改修許可、超荷重運輸車両の運転許可、外商投資企業が建設工事設計および建築業企業の初申請に係る資質許可。
- (6) 緑化・都市景観管理部門が委託する建設プロジェクト付属緑化方案の審査・認可および竣工検収・臨時緑地使用許可（公共緑地を含む）、樹木（古樹・名木を除く）の移転・伐採許可、公共緑地の内部配置・サービス施設設置許可、室外広告施設の設置もしくは宣伝品・広告文句の貼付・吊下許可、室外非広告施設設置の審査・批准、付属建設の環境衛生施設計画・設計方案の審査・批准および竣工検収。
- (7) 環境保護管理部門が委託する建設プロジェクト環境影響評価・試験生産・竣工検収の審査・批准、建設現場の夜間施工の審査・批准、汚染物処理施設の遊休・取り壊しの審査・批准。
- (8) 民間防衛管理部門が委託する防空壕プロジェクトの審査・批准および施工図の審査、民間防衛工事建設費の徴収および減免に係る審査、民間防衛工事の竣工検収、民間防衛工事の取り壊し審査・批准。
- (9) 科学技術管理部門が委託するハイテク企業認定の初期審査。
- (10) 人的資源社会保障管理部門が委託する企業によるその他の業務時間の実行に係る審査・批准、外国人の上海での就業に係る審査・批准、台湾・香港・マカオ人員の上海での就業に係る審査・批准、海外に定住する中国人の上海での就業に係る認可、外国専門家の上海での業務許可、『上海市居住証』B証の手続。
- (11) 水務管理部門が委託する臨時的な供水停止もしくは水圧降下の審査・批准、排水許可証の確認発行。
- (12) 知的財産権管理部門が委託する特許代理機構の初期審査申告および特許広告の許可証発行、国外圖書の出版契約登記、国外音楽・映像製品複製の著作権授權契約登記、輸入圖書の上海での印刷に係る届出。
- (13) 文化管理部署が委託する公演マネジメント機構により自由貿易試験区内で開催する講演活動の審査・批准。
- (14) 衛生・計画生育管理部門が委託する建設プロジェクトに係る予防衛生審査。
- (15) 食品・薬品監督管理部門が委託する薬品小売企業の開設・変更許可、飲食サービスの許可、インターネット薬品取引企業の審査・批准。

2、管理委員会が担う具体的な管理事務

- (1) 区域内の抑制的詳細計画、土地譲渡計画および各専門計画の編成、ならびに法定手順に基づく報告・批准、区域内の産業用地の抑制的詳細計画指標の調整に係る審査・批准、区域内の

土地利用監督管理に責任を負うこと等。

- (2) 建設プロジェクトの入札・応札の届出、設計書類の審査、建設工事計画の起工・位置決め検収、基礎建設（±0.000）および構造部分完了の届出、建設プロジェクト規格指数の調整（容積率2.0未満、緑化率、建築密度、建築高度、工業・倉庫・研究開発用地の相互転換・分割および合併を含む）、建設工事品質安全監督管理検査、竣工の届出、建設工事文書の検収等の建設工事管理業務。
- (3) 建築ゴミ及び工事土砂処理の申告管理、生活ゴミの分類および処理の申告管理、緑化専門工事の安全品質監督申告・現場監督管理、緑地範囲のコントロールラインの画定および調整。
- (4) 民間防衛建設工事の安全品質監督申告・監督検査管理、民間防衛工事のメンテナンス管理および安全使用管理の監督検査、地下空間の安全使用管理の総合協調。
- (5) 区域計画環境評価およびその追跡評価の編成、ならびに規定手順に基づく報告・批准。区域環境、汚染源のモニタリングおよび監督管理の組織、汚染事故の緊急処理に責任を負うこと。
- (6) 安全生産の監督検査
- (7) 公演マネジメント機構、文化娯楽施設およびゲーム・アミューズメント設備の生産企業の日常監督管理
- (8) 食品・薬品・医療機器・保健食品および化粧品の生産経営活動の日常監督管理
- (9) 統計管理・協調および監督検査

3、管理委員会総合法執行機構が集中的に行使する行政処罰権

- (1) 『上海市都市管理相对集中行政処罰権暫定弁法』、『上海市人民政府による浦東新区都市領域での相对集中行政処罰権の範囲拡大に関する決定』および『上海市文化領域相对集中行政処罰権弁法』が規定する行政処罰権。
- (2) 国土計画管理部門が法律、法規および規定に基づき、計画および土地の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (3) 建設管理部部門が法律、法規および規則に基づき、建設の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (4) 住宅保障不動産管理部門が法律、法規および規則に基づき、住宅保障および不動産の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (5) 環境保全部門が法律、法規および規則に基づき、環境保全の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (6) 民間防衛管理部門が法律、法規および規則に基づき、民間防衛および地下空間使用の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (7) 人的資源社会保障管理部門が法律、法規および規則に基づき、労働保障の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (8) 知的財産管理部門が法律、法規および規則に基づき、著作権、特許の面での違法行為に対し

て行使する行政処罰権。

- (9) 食品・薬品監督管理部門が法律、法規および規則に基づき、食品・薬品・医療機器・保健食品および化粧品の監督管理の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。
- (10) 統計管理部門が法律、法規および規則に基づき、統計の面での違法行為に対して行使する行政処罰権。

【日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 朱錚】

（日本語仮訳）

**上海市人民政府
滬府発[2013]71号
『中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法』
の印刷・配布に関する通達**

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

ここに『中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法』を印刷・配布する。真剣に遵守執行されたい。

上海市人民政府
2013年9月29日

中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法

第1章 総則

第1条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）の外商投資プロジェクト管理制度を規範化するため、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、自由貿易試験区で届出管理を実行する外商投資プロジェクトに適用する。

自由貿易試験区のプロジェクト届出管理範囲は以下を含む。自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の中外合併、中外合作、外商独資、外商投資パートナー、外国投資家による国内企業の合併・買収、外商投資企業の増資等の各種外商投資プロジェクト（国務院が国内投資プロジェクトに対する認可の保留を規定している場合を除く）

法律、法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第3条 国家安全審査の範囲に属する外商投資プロジェクトは、関連規定に基づき安全審査を行わなければならない。

第4条 自由貿易試験区管理委員会を自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出機構（以下「プロジェクト届出機構」という）とし、自由貿易試験区の外商投資プロジェクトの届出と監督管理に責任を負う。

第2章 プロジェクト届出手順

第5条 自由貿易試験区プロジェクト届出管理範囲内の外商投資プロジェクトの申請者（以下「届出申請者」という）は、自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出表に関連情報を記入かつ報告し、同時にプロジェクト届出機構に下記の資料を提出する。

- (1) 中外投資各方の企業登録証（営業許可証）、商務登記証（個人投資家は個人身分証明書を提出する）、
- (2) 投資家各方が署名した投資意向書、増資・合併買収プロジェクトの会社董事会の決議もしくは関連出資決議、
- (3) 不動産権利証、または土地落札通知書（もしくは土地成約確認書、もしくは国有建設用地使用权私下契約）、または賃貸協議、
- (4) 関連法律法規に基づいて提出しなければならないその他の関連資料。

プロジェクトの届出および企業設立（変更）を同時に申告する場合、自由貿易試験区の「1枚の申請表で申告、一括受理」メカニズムに基づき手続を行う。

第6条 プロジェクト届出機構は、申請資料を受け取った日から10営業日以内に、届出申請人に自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出意見（以下「プロジェクト届出意見」という）を発行しなければならない。

法律、法規に違反せず、国家の産業政策規定に合致し、自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理範囲に属する外商投資プロジェクトに対し、プロジェクト届出機構は届出を行わなければならない。届出を行わない場合、プロジェクト届出意見において理由を説明しなくてはならない。

第7条 届出を行う外商投資プロジェクトについて、届出申請者はプロジェクト届出意見により、計画、用地、環境評価、建設等の審査・批准の手続を行うことができる。政府による補助、転貸、割引等の優遇政策の使用を申請する場合、プロジェクト届出意見により関連部門に資金申請報告を提出することができる。輸入設備減免税等の優遇政策を申請する場合、プロジェクト届出意見により国家もしくは市の発展改革部門に関連手続を申請し、行うことができる。

第8条 プロジェクト届出機構は、プロジェクト届出意見を発行すると同時に、プロジェクト届出基本情報及び届出文書テキスト等の写しを関連部門に送付しなければならない。

第3章 届出の変更

第9条 届出した外商投資プロジェクトに以下のいずれかの状況が発生した場合、重大な変更とみなし、プロジェクト届出機構に変更を申請しなければならない。

- (1) 投資家もしくは持分に変化が発生した場合、
- (2) プロジェクト地点に変化が発生した場合、
- (3) プロジェクトの主要内容に変化が発生した場合、
- (4) 総投資が元の届出投資額を 20% およびそれ以上超過した場合、
- (5) 関連法律・法規および産業政策が変更の必要を規定しているその他の状況。

届出変更手順は、本弁法第2章の関連規定に基づき執行する。

第10条 届出したプロジェクトに変更が発生し、変更後に自由貿易試験区の外商投資プロジェクト届出管理の範囲に属さない場合、外商投資プロジェクト審査・認可の関連規定に基づき、審査・認可権を有する機関で審査・認可手続を申請し、行わなければならない、かつ認可文書発行の日から、元のプロジェクト届出文書は自動的に失効する。

すでに審査・認可された外商投資プロジェクトに変更が発生し、変更後に自由貿易試験区の外商投資プロジェクト届出管理の範囲に属さない場合、本弁法の関連規定に基づき、プロジェクト届出機構で届出手続を申請し、行わなければならない、かつ届出文書発行の日から、元のプロジェクト認可文書は自動的に失効する。

第11条 届出したプロジェクトが実施を停止する場合、届出申請者は遅滞なくプロジェクト届出機構に書面で通知しなければならない。

届出したプロジェクトが自由貿易試験区外に移転する場合、区外の外商投資プロジェクト管理関連規定に基づき手続を行い、合わせて遅滞なくプロジェクト届出機構に書面で通知しなければならない。

第4章 監督管理と法律責任

第12条 プロジェクト届出機構は、自由貿易試験区の外商投資届出プロジェクトに対する事中、事後の監督管理を強化しなければならない、自由貿易試験区の監督管理情報共有メカニズムおよびプラットフォーム、企業年報制度等を通じて、プロジェクト実施状況に対して確認検査を実行することができる。

第13条 プロジェクト届出機構の業務人員が、プロジェクト届出の過程内で職権を濫用し、職務を疎かにし、私情により不正を行い、賄賂を要求し、受け取った場合、法に基づき行政処分を下す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第14条 以下のいずれかの状況が発生した外商投資プロジェクトについて、プロジェクト届出機構は法に基づき投資建設の停止を命令し、状況を見て関連手続を補充し、法に基づき関連企業および人員の責任を追及し、関連状況を企業信用記録に組み入れなければならない。

- (1) プロジェクトを分割した場合、
- (2) 虚偽資料を提供した場合、
- (3) 届出を行わずに無断で着工建設した場合、
- (4) 届出内容に基づいて投資建設していない場合。

第5章 附則

第15条 プロジェクト届出文書の有効期限を2年とし、届出の日より計算する。

第16条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家が自由貿易試験区内に投資するプロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

第17条 本弁法は、2013年10月1日より施行する。

【日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 神保智】

（日本語仮訳）

上海市人民政府
滬府発[2013]73号

『中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法』の印刷・配布に関する通知

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

ここに『中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法』を印刷・配布する。真剣に遵守執行されたい。

上海市人民政府
2013年9月29日

中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法

第1条 （目的および依拠）

開放をさらに拡大し、外商投資管理体制改革を推進し、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）の国際化、法治化した投資環境を創造するため、『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』および関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 （適用範囲）

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の外商投資企業の設立および変更に対し、本弁法を適用する。法律、法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第3条 （届出機構）

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「届出機構」という）は、権限内の外商投資企業の届出管理に責任を負う。

第4条 （企業設立の届出）

投資家が自由貿易試験区内に外商投資企業を設立する場合、企業名称事前認可を取得した後、自由貿易試験区外商投資一括受理プラットフォーム（以下「受理プラットフォーム」という）にアクセスしてオンラインで記入報告し、合わせて届出通知事項に対して承諾を行わなければならない。

第5条 （届出事項の変更）

本弁法第4条に基づき設立した外商投資企業に下記のいずれかの状況が発生した場合、受理プラットフォームを通じて届出変更手続を行わなければならない。

- (1) 登録資本金の変更（増資、減資）、
- (2) 持分もしくは合作権益の譲渡、
- (3) 持分の質権設定、
- (4) 合併、分割、
- (5) 経営期限の変更、
- (6) 繰り上げ終了、
- (7) 出資方式、出資期限の変更、
- (8) 中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収。

このうち、関連法律、法規の規定に基づき広告を行わなければならない場合、法に基づき公告手続を行わなければならない。

第6条 （存続企業の変更届出）

本弁法実施の前に、自由貿易試験区内で設立した外商投資企業に変更が発生した、または自由貿易試験区外の外商投資企業が転入し、かつ変更後に本弁法第2条が規定する届出範囲に属する場合、受理プラットフォームを通じて届出変更手続を行い、合わせて届出機構に批准証書を返還しなければならない。

第7条 （届出手順）

投資家（もしくは外商投資企業）がオンラインで申告を完成させた後、届出機構は1営業日以内に届出を行い、合わせて『中国（上海）自由貿易試験区外商/香港・マカオ・台湾・華僑投資企業届出証明』（以下『届出証明』という）をオンラインで投資家（もしくは外商投資企業）および関連部門に発信しなければならない。

投資家（もしくは外商投資企業）が届出を行った後、国家の関連規定に基づき関連手続を行う。

第8条 （届出情報の管理）

受理プラットフォームは、外商投資企業の届出情報を保留する。ただし、投資家（あるいは外商投資企業）が届出の日から30日以内に登記を完成させない場合、あらためて関連情報を記入しなければならない。

第9条 （届出から審査・批准への変更）

届出管理の外商投資企業に審査・批准の必要な変更事項が発生した場合、現行の外商投資管理

の関連規定に基づき審査・批准手続を行わなければならない。

第10条（告知承諾）

外商投資企業の届出は、告知承諾制を実行する。外国投資家もしくは外商投資企業は中国の国家主権もしくは社会の公共利益を損害、中国の国家安全を危害、環境を損害、または中国の法律・法規に違反するその他の状況が存在してはならない。国家の安全審査と独占禁止審査に係わる場合、国家の関連規定に基づき手続を行う。

第11条（情報開示）

届出機構は、届出証明の情報を開示しなければならない。

第12条（信用管理）

投資家（もしくは外商投資企業）は告知承諾に基づき、事実どおりに届出情報を提供しなければならない。届出情報は登録登記機関に提供する情報と一致していなければならない。

第13条（事中・事後の監督管理）

届出機構は、定期的に投資家（もしくは外商投資企業）の承諾事項に対して検査を行わなければならない。投資家（もしくは外商投資企業）の実状と承諾内容が合致しないことを発見した場合、届出機構は書面通知の形式でそれに是正を命じ、合わせて期限を定めて整理する。情状が重大な場合、届出を取り消さなければならない。当該情報を外国投資家信用書類に記入し、当該企業を虚偽陳述企業リストに組み入れ、合わせて関連部門に通知し、処理結果を公示しなければならない。

第14条（香港・マカオ・台湾投資家）

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が自由貿易試験区内に投資・設立する企業の届出管理は、本弁法を参照する。

第15条（施行日と有効期限）

本弁法は 2013 年 10 月 1 日より施行し、有効期限を 3 年とする。

【日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 神保智】

（中国語原文）

上海市人民政府 令 第 7 号

《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》已经 2013 年 9 月 22 日市政府第 24 次常务会议通过，现予公布，自 2013 年 10 月 1 日起施行。

市长 杨雄

2013 年 9 月 29 日

中国（上海）自由贸易试验区管理办法 （2013 年 9 月 29 日上海市人民政府令 第 7 号公布）

第一章 总则

第一条 （目的和依据）

为了推进中国（上海）自由贸易试验区建设，根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》和有关法律、法规，制定本办法。

第二条 （适用范围）

本办法适用于经国务院批准设立的中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）。自贸试验区涵盖上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区，总面积 28.78 平方公里。

第三条 （区域功能）

自贸试验区推进服务业扩大开放和投资管理体制改革，推动贸易转型升级，深化金融领域开放，创新监管服务模式，探索建立与国际投资和贸易规则体系相适应的行政管理体系，培育国际化、法治化的营商环境，发挥示范带动、服务全国的积极作用。

第二章 管理机构

第四条 （管理机构）

本市成立中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“管理委员会”）。管理委员会为市政府派出机构，具体落实自贸试验区改革任务，统筹管理和协调自贸试验区有关行政事务。

市有关部门和浦东新区等区县政府应当加强协作，支持管理委员会的各项工作。

第五条 （机构职责）

管理委员会依照本办法履行以下职责：

- （一）负责推进落实自贸试验区各项改革试点任务，研究提出并组织实施自贸试验区发展规划和政策措施，制定自贸试验区有关行政管理制度。
- （二）负责自贸试验区内投资、贸易、金融服务、规划国土、建设、绿化市容、环境保护、劳动人事、食品药品监管、知识产权、文化、卫生、统计等方面的行政管理工作。
- （三）领导工商、质监、税务、公安等部门在自贸试验区内的行政管理工作；协调海关、检验检疫、海事、金融等部门在自贸试验区内的行政管理工作。
- （四）承担安全审查、反垄断审查相关工作。
- （五）负责自贸试验区内综合执法工作，组织开展自贸试验区内城市管理、文化等领域行政执法。
- （六）负责自贸试验区内综合服务工作，为自贸试验区内企业及相关机构提供指导、咨询和服务。
- （七）负责自贸试验区内信息化建设工作，组织建立自贸试验区监管信息共享机制和平台，及时发布公共信息。
- （八）统筹指导自贸试验区内产业布局和开发建设活动，协调推进自贸试验区内重大投资项目建设。
- （九）市政府赋予的其他职责。

原由上海外高桥保税区管理委员会、洋山保税港区管理委员会、上海综合保税区管理委员会分别负责的有关行政事务，统一由管理委员会承担。

第六条 （综合执法）

管理委员会综合执法机构依法履行以下职责：

- （一）集中行使城市管理领域、文化领域的行政处罚权，以及与行政处罚权有关的行政强制措施权和行政检查权。
- （二）集中行使原由本市规划国土、建设、住房保障房屋管理、环境保护、民防、人力资源社会保障、知识产权、食品药品监管、统计部门依据法律、法规和规章行使的行政处罚权，以及与行政处罚权有关的行政强制措施权和行政检查权。
- （三）市政府决定由管理委员会综合执法机构行使的其他行政处罚权。

第七条 （集中服务场所）

管理委员会应当依据自贸试验区的区域布局和企业需求，设立集中办理行政服务和管理事项的場所。

第八条 （驻区机构）

海关、检验检疫、海事、工商、质监、税务、公安等部门设立自贸试验区办事机构，依法履行自贸试验区有关监管和行政管理职责。

第九条 （其他行政事务）

市有关部门和浦东新区政府按照各自职责，承担自贸试验区其他行政事务。

第三章 投资管理

第十条 （服务业扩大开放）

自贸试验区根据《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》，在金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务、文化服务和社会服务等领域扩大开放，暂停或者取消投资者资质要求、股比限制、经营范围限制等准入限制措施。

自贸试验区根据先行先试推进情况以及产业发展需要，不断探索扩大开放的领域、试点内容及相应的制度创新措施。

第十一条 （负面清单管理模式）

自贸试验区实行外商投资准入前国民待遇，实施外商投资准入特别管理措施（负面清单）管理模式。

对外商投资准入特别管理措施（负面清单）之外的领域，按照内外资一致的原则，将外商投资项目由核准制改为备案制，但国务院规定对国内投资项目保留核准的除外；将外商投资企业合同章程审批改为备案管理。

自贸试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单），由市政府公布。外商投资项目和外商投资企业备案办法，由市政府制定。

第十二条 （境外投资备案制）

自贸试验区内企业到境外投资开办企业，实行以备案制为主的管理方式，对境外投资一般项目实行备案制。

境外投资开办企业和境外投资项目备案办法，由市政府制定。

第十三条 （注册资本认缴登记制）

自贸试验区实行注册资本认缴登记制，公司股东（发起人）对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定并记载于公司章程，但法律、行政法规对特定企业注册资本登记另有规定的除外。

公司股东（发起人）对缴纳出资情况的真实性、合法性负责，并以其认缴的出资额或者认购的股份为限对公司承担责任。

第十四条 （营业执照与经营许可）

自贸试验区内取得营业执照的企业即可从事一般生产经营活动；从事需要许可的生产经营活动的，可以在取得营业执照后，向主管部门申请办理。

法律、行政法规规定设立企业必须报经批准的，应当在申请办理营业执照前依法办理批准手续。

第四章 贸易发展和便利化**第十五条** （贸易转型升级）

自贸试验区积极发展总部经济，鼓励跨国公司在自贸试验区内设立亚太地区总部，建立整合贸易、物流、结算等功能的营运中心。

自贸试验区推动国际贸易、仓储物流、加工制造等基础业务转型升级，发展离岸贸易、国际贸易结算、国际大宗商品交易、融资租赁、期货保税交割、跨境电子商务等新型贸易业务。

鼓励自贸试验区内企业统筹开展国际国内贸易，实现内外贸一体化发展。

第十六条 （航运枢纽功能）

自贸试验区发挥与外高桥港、洋山深水港、浦东空港枢纽的联动作用，加强与自贸试验区外航运产业集聚区的协同发展。

自贸试验区发展航运金融、国际船舶运输、国际船舶管理、国际船员管理、国际航运经纪等产业，发展航运运价指数衍生品交易业务。自贸试验区发展航空货邮国际中转，加大航线、航权开放力度。

自贸试验区实行具有竞争力的国际船舶登记政策，建立高效率的船籍登记制度。自贸试验区

内企业可以将“中国洋山港”作为船籍港进行船舶登记，从事国际航运业务。

第十七条 （进出境监管制度创新）

对自贸试验区和境外之间进出货物，允许自贸试验区内企业凭进口舱单信息将货物先行提运入区，再办理进境备案手续。对自贸试验区和境内区外之间进出货物，实行智能化卡口、电子信息联网管理模式，完善清单比对、账册管理、卡口实货核注的监管制度。

允许自贸试验区内企业在货物出区前自行选择时间申请检验。

自贸试验区推进货物状态分类监管模式。对自贸试验区内的保税仓储、加工等货物，按照保税货物状态监管；对通过自贸试验区口岸进出口或国际中转的货物，按照口岸货物状态监管；对进入自贸试验区内特定的国内贸易货物，按照非保税货物状态监管。

第十八条 （进出境监管服务便利化）

自贸试验区推进新型业务监管创新试点，建立与服务贸易、离岸贸易和新型贸易业务发展需求相适应的监管模式。

自贸试验区积极发展国际中转、集拼和分拨业务。推行“一次申报、一次查验、一次放行”模式。

简化自贸试验区内货物流转手续，按照“集中申报、自行运输”的方式，推进自贸试验区内企业间货物流转。

鼓励设立进出口商品检验鉴定机构。建立对第三方检验鉴定机构检测结果的采信机制。

第五章 金融创新与风险防范

第十九条 （金融创新）

在自贸试验区开展金融领域制度创新、先行先试，建立自贸试验区金融改革创新与上海国际金融中心建设的联动机制。

第二十条 （资本项目可兑换）

在自贸试验区实行资本项目可兑换，在风险可控的前提下，通过分账核算方式，创新业务和管理模式。

第二十一条 （利率市场化）

在自贸试验区培育与实体经济发展相适应的金融机构自主定价机制，逐步推进利率市场化改革。

第二十二条 （人民币跨境使用）

自贸试验区内机构跨境人民币结算业务与前置核准环节脱钩。自贸试验区内企业可以根据自身经营需要，开展跨境人民币创新业务，实现人民币跨境使用便利化。

第二十三条 （外汇管理）

建立与自贸试验区发展需求相适应的外汇管理体制，推进贸易投资便利化。

第二十四条 （金融主体发展）

根据自贸试验区需要，经国家金融管理部门批准，允许不同层级、不同功能、不同类型的金融机构进入自贸试验区，允许金融市场在自贸试验区内建立面向国际的交易平台，提供多层次、全方位的金融服务。

第二十五条 （风险防范）

本市加强与国家金融管理部门的协调，配合国家金融管理部门在自贸试验区建立与金融业务发展相适应的监管和风险防范机制。

第六章 综合管理和服

第二十六条 （优化管理）

自贸试验区按照国际化、法治化的要求，建立高效便捷的管理和服务模式，促进投资和贸易便利化。

第二十七条 （管理信息公开）

管理委员会和有关部门在履职过程中制作或者获取的政策内容、管理规定、办事程序及规则等信息应当公开、透明，方便企业查询。

自贸试验区有关政策措施、制度规范在制定和调整过程中，应当主动征求自贸试验区内企业意见。

第二十八条 （一口受理机制）

自贸试验区工商部门会同税务、质监等部门和管理委员会建立外商投资项目核准（备案）以及企业设立（变更）“一表申报、一口受理”工作机制。工商部门统一接收申请人提交的申请材料，统一向申请人送达有关文书。

管理委员会建立自贸试验区内企业境外投资备案“一表申报、一口受理”工作机制，统一接收申请人提交的申请材料，统一向申请人送达有关文书。

第二十九条 （完善监管）

管理委员会和有关部门应当按照自贸试验区改革需求，实行以事中、事后监管为主的动态监管，优化管理流程和管理制度。

自贸试验区执法检查情况，应当依法及时公开。涉及食品药品安全、公共卫生、环境保护、安全生产的，还应当公开处理进展情况，并发布必要的警示、预防建议等信息。

第三十条 （安全审查和反垄断审查）

自贸试验区建立安全审查和反垄断审查的相关工作机制。

投资项目或者企业属于安全审查、反垄断审查范围的，管理委员会应当及时提请开展安全审查、反垄断审查。

第三十一条 （知识产权保护）

加强自贸试验区知识产权保护，鼓励和支持专业机构提供知识产权调解、维权援助等服务。

管理委员会负责自贸试验区内专利纠纷的行政调解和处理。

第三十二条 （企业年度报告公示）

实行自贸试验区内企业年度报告公示制度。自贸试验区内企业应当向工商部门报送年度报告。年度报告应当向社会公示，涉及商业秘密内容的除外。企业对年度报告的真实性、合法性负责。

自贸试验区内企业年度报告公示办法另行制定。

第三十三条 （信用信息制度）

建立自贸试验区内企业信用信息记录、公开、共享和使用制度，推行守信激励和失信惩戒联动机制。

第三十四条 （监管信息共享）

管理委员会组织建立自贸试验区监管信息共享机制和平台，实现海关、检验检疫、海事、金融、发展改革、商务、工商、质监、财政、税务、环境保护、安全生产监管、港口航运等部

门监管信息的互通、交换和共享，为优化管理流程、提供高效便捷服务、加强事中事后监管提供支撑。

第三十五条 （综合性评估）

本市在自贸试验区建立行业信息跟踪、监管和归集的综合性评估机制。

市发展改革部门会同市有关部门和管理委员会建立工作机制，开展行业整体、行业企业试点实施情况和风险防范的综合性评估，提出有关评估报告，推进完善扩大开放领域、试点内容和制度创新措施。

第三十六条 （行政复议和诉讼）

当事人对管理委员会或者有关部门的具体行政行为不服的，可以依照《中华人民共和国行政复议法》或者《中华人民共和国行政诉讼法》的规定，申请行政复议或者提起行政诉讼。

第三十七条 （商事纠纷解决）

自贸试验区内企业发生商事纠纷的，可以向人民法院起诉，也可以按照约定，申请仲裁或者商事调解。

支持本市仲裁机构依据法律、法规和国际惯例，完善仲裁规则，提高自贸试验区商事纠纷仲裁专业水平和国际化程度。

支持各类商事纠纷专业调解机构依照国际惯例，采取多种形式，解决自贸试验区商事纠纷。

第七章 附则

第三十八条 （附件）

管理委员会承担的行政审批事项、具体管理事务和管理委员会综合执法机构集中行使的行政处罚权，由本办法附件予以明确。

第三十九条 （施行日期）

本办法自 2013 年 10 月 1 日起施行。

附件

一、管理委员会承担的行政审批事项

（一） 投资管理部门委托的企业投资项目的核准。

- (二) 商务管理部门委托的外商投资企业设立和变更审批，境外投资开办企业审批。
- (三) 规划管理部门委托的建设项目选址意见书、核定规划条件、建设用地规划许可证、建设工程规划设计方案、建设工程规划许可证的审批，建设工程竣工规划验收。
- (四) 除新增建设用地外，土地管理部门委托的国有土地使用权划拨、出让等建设项目用地预审。
- (五) 建设管理部门委托的建设项目报建许可，建设项目初步设计审批，建设工程施工许可，占用城市道路人行道设置各类设施许可，临时占路及公路用地许可，桥梁安全保护区域内施工许可，掘路许可，道路用地范围内埋设管线和管线穿越、跨越道路审批，增设改建平面交叉道口许可，超限运输车辆行驶许可，外商投资企业首次申请建设工程设计和建筑业企业资质许可。
- (六) 绿化市容管理部门委托的建设项目配套绿化方案审批及竣工验收、临时使用绿地许可（含公共绿地），迁移、砍伐树木（古树名木除外）许可，调整公共绿地内部布局、服务设施设置许可，户外广告设施设置或者宣传品、标语的张贴、悬挂许可，户外非广告设施设置审批，配套建设的环境卫生设施规划、设计方案的审批和竣工验收。
- (七) 环境保护管理部门委托的建设项目环境影响评价、试生产、竣工验收的审批，建筑工地夜间施工审批，污染物处理设施闲置、拆除的审批。
- (八) 民防管理部门委托的结建民防工程审批和施工图审查，民防工程建设费的收取和减免审核，民防工程竣工验收，民防工程的拆除审批。
- (九) 科技管理部门委托的高新技术企业认定初审。
- (十) 人力资源社会保障管理部门委托的企业实行其他工作时间审批，外国人来沪的就业审批，台港澳人员来沪就业审批，定居国外中国人在沪就业核准，外国专家来沪工作许可，办理《上海市居住证》B证。
- (十一) 水务管理部门委托的临时停止供水或者降低水压审批，排水许可证核发。
- (十二) 知识产权管理部门委托的专利代理机构申报初审和专利广告出证，境外图书出版合同登记，复制境外音像制品著作权授权合同登记，进口图书在沪印制备案。
- (十三) 文化管理部门委托的演出经纪机构在自贸试验区内举办演出活动的审批。
- (十四) 卫生计生管理部门委托的建设项目预防性卫生审查。
- (十五) 食品药品监管部门委托的药品零售企业开办、变更许可，餐饮服务许可，互联网药品交易企业审批。

二、管理委员会承担的具体管理事务

- (一) 编制区域内控制性详细规划、土地出让计划及各专项规划并按法定程序报批，审批区域内产业用地控制性详细规划指标的调整，负责区域内土地利用监管等。
- (二) 建设工程招标投标备案，设计文件审查，建设工程规划开工放样验收，基础建设（正负零零）及结构封顶备案，建设项目规划参数调整（包括小于 2.0 容积率，绿化率，建筑密度，建筑高度，工业、仓储、研发用地相互转换、拆分及合并），建设工程质量安全监督检查、竣工备案、建设工程档案验收等建设工程管理工作。

- (三) 建筑垃圾和工程渣土处置申报管理，生活垃圾分类及处置申报管理，绿化专业工程安全质量监督申报、现场监督管理，绿地范围控制线划定及调整。
- (四) 民防建设工程安全质量监督申报、监督检查管理，民防工程的维护管理和安全使用管理的监督检查，地下空间安全使用管理的综合协调。
- (五) 编制区域规划环评及其跟踪评价，并按规定程序报批；组织区域环境、污染源的监测和监督管理，负责污染事故应急处理。
- (六) 安全生产监督检查。
- (七) 演出经纪机构、文化娱乐场所和游戏游艺设备生产企业的日常监管。
- (八) 食品、药品、医疗器械、保健食品和化妆品生产经营活动的日常监管。
- (九) 统计管理、协调和监督检查。

三、管理委员会综合执法机构集中行使的行政处罚权

- (一) (一)《上海市城市管理相对集中行政处罚权暂行办法》、《上海市人民政府关于扩大浦东新区城市管理领域相对集中行政处罚权范围的决定》和《上海市文化领域相对集中行政处罚权办法》规定的行政处罚权。
- (二) 规划国土管理部门依据法律、法规和规章，对规划和土地方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (三) 建设管理部门依据法律、法规和规章，对建设方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (四) 住房保障房屋管理部门依据法律、法规和规章，对住房保障和房屋方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (五) 环境保护管理部门依据法律、法规和规章，对环境保护方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (六) 民防管理部门依据法律、法规和规章，对民防和地下空间使用方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (七) 人力资源社会保障管理部门依据法律、法规和规章，对劳动保障方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (八) 知识产权管理部门依据法律、法规和规章，对著作权、专利权方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (九) 食品药品监管部门依据法律、法规和规章，对食品、药品、医疗器械、保健食品和化妆品监管方面的违法行为行使的行政处罚权。
- (十) 统计管理部门依据法律、法规和规章，对统计方面的违法行为行使的行政处罚权。

（中国語原文）

上海市人民政府
沪府发〔2013〕71号
关于印发《中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法》的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

现将《中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府
2013年9月29日

中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法

第一章 总则

第一条 为规范中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）外商投资项目管理制度，根据《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》，制定本办法。

第二条 本办法适用于自贸试验区内实行备案制管理的外商投资项目。

自贸试验区项目备案管理范围包括：自贸试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）之外的中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外国投资者并购境内企业、外商投资企业增资等各类外商投资项目（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外）。

法律、法规另有规定的，从其规定。

第三条 属于国家安全审查范围的外商投资项目，需按照有关规定进行安全审查。

第四条 自贸试验区管理委员会为自贸试验区外商投资项目备案机构（以下称“项目备案机构”），负责自贸试验区外商投资项目备案和监督管理。

第二章 项目备案程序

第五条 自贸试验区项目备案管理范围内的外商投资项目申请人（以下称“备案申请人”）填写并上报自贸试验区外商投资项目备案表相关信息，同时向项目备案机构提交下列材料：

- (一) 中外投资各方的企业注册证(营业执照)、商务登记证(个人投资者提供个人身份证明);
- (二) 投资各方签署的投资意向书, 增资、并购项目的公司董事会决议或相关出资决议;
- (三) 房地产权证, 或土地中标通知书(或土地成交确认书、或国有建设用地使用权出让合同), 或租赁协议;
- (四) 根据有关法律法规, 应提交的其他相关材料。

备案申请人对所提交申请材料内容的真实性负责。

同步申报项目备案和企业设立(变更)的, 按照自贸试验区“一表申报、一口受理”机制办理。

第六条 项目备案机构应在收到申请材料之日起 10 个工作日内, 向备案申请人出具自贸试验区外商投资项目备案意见(以下简称“项目备案意见”)。

对不违反法律、法规, 符合国家产业政策规定, 属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的外商投资项目, 项目备案机构应予以备案。不予备案的, 应在项目备案意见中说明理由。

第七条 予以备案的外商投资项目, 备案申请人可凭项目备案意见, 办理规划、用地、环评、建设等审批手续; 申请使用政府补助、转贷、贴息等优惠政策的, 可凭项目备案意见, 向相关部门提交资金申请报告; 申请进口设备减免税等优惠政策的, 可凭项目备案意见, 向国家或市发展改革部门申请办理相关手续。

第八条 项目备案机构在出具项目备案意见的同时, 应将项目备案基本信息及备案文件文本等抄送相关部门。

第三章 备案的变更

第九条 予以备案的外商投资项目出现下列情形之一的, 视为重大变更, 应向项目备案机构申请变更:

- (一) 投资方或者股权发生变化;
- (二) 项目地点发生变化;
- (三) 项目主要内容发生变化;
- (四) 总投资超过原备案投资额 20%及以上;
- (五) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

备案变更程序, 按照本办法第二章相关规定执行。

第十条 予以备案的外商投资项目发生变更，如变更后不属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的，应按照外商投资项目核准相关规定，向有权核准的机关申请办理核准手续，且自核准文件出具之日起，原项目备案文件自动失效。

已核准的外商投资项目发生变更，若变更后属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的，应按照本办法相关规定，向项目备案机构申请办理备案手续，且自备案文件出具之日起，原项目核准文件自动失效。

第十一条 予以备案项目如停止实施，备案申请人应及时书面告知项目备案机构。

予以备案项目如迁出自贸试验区外，应按照区外有关外商投资项目管理规定办理手续，并及时书面告知项目备案机构。

第四章 监督管理和法律责任

第十二条 项目备案机构应加强对自贸试验区外商投资备案项目事中、事后监管，可通过自贸试验区监管信息共享机制和平台、企业年报制度等，对项目实施情况进行核查。

第十三条 项目备案机构工作人员在项目备案过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第十四条 有下列情形之一的外商投资项目，项目备案机构应当依法责令停止投资建设，视情形补办相关手续，并依法追究有关企业和人员的责任，相关情况纳入企业诚信记录：

- （一） 拆分项目的；
- （二） 提供虚假材料的；
- （三） 未予以备案擅自开工建设的；
- （四） 不按照备案内容进行投资建设的。

第五章 附则

第十五条 项目备案文件有效期为 2 年，自备案之日起计算。

第十六条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在自贸试验区投资的项目，参照本办法执行。

第十七条 本办法自 2013 年 10 月 1 日起施行。

（中国語原文）

上海市人民政府
沪府发〔2013〕73号
关于印发《中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法》的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

现将《中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府
2013年9月29日

中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法

第一条 （目的和依据）

为进一步扩大开放，推进外商投资管理体制变革，营造中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）国际化、法治化投资环境，根据《全国人大常委会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》和相关法律、法规，制定本办法。

第二条 （适用范围）

对自贸试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）之外的外商投资企业设立和变更，适用本办法。法律、法规另有规定的，从其规定。

第三条 （备案机构）

中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下称“备案机构”）负责权限内的外商投资企业备案管理。

第四条 （企业设立备案）

投资者在自贸试验区内设立外商投资企业的，应在取得企业名称预先核准后，登陆自贸试验区外商投资一口受理平台（以下简称“受理平台”）在线填报，并对备案告知事项作出承诺。

第五条 （变更备案事项）

根据本办法第四条设立的外商投资企业，出现下列情形之一的，应通过受理平台，办理变更备案手续：

- (一) 注册资本变更（增资、减资）；
- (二) 股权或合作权益转让；
- (三) 股权质押；
- (四) 合并、分立；
- (五) 经营期限变更；
- (六) 提前终止；
- (七) 出资方式、出资期限变更；
- (八) 中外合作企业外国合作者先行收回投资。

其中，依照相关法律、法规规定应当予以公告的，应当依法办理公告手续。

第六条 （存续企业变更备案）

本办法实施之前，在自贸试验区内设立的外商投资企业发生变更，或自贸试验区外的外商投资企业迁入的，且变更后属于本办法第二条规定的备案范围的，应通过受理平台办理变更备案手续，并向备案机构缴销批准证书。

第七条 （备案程序）

投资者（或外商投资企业）在线完成申报后，备案机构应在 1 个工作日内予以备案，并将《中国（上海）自由贸易试验区外商/港澳台侨投资企业备案证明》（以下简称《备案证明》）在线发送至投资者（或外商投资企业）和相关部门。

投资者（或外商投资企业）在办理备案后，按国家有关规定办理相关手续。

第八条 （备案信息管理）

受理平台应保留外商投资企业备案信息，但投资者或外商投资企业自备案之日起 30 日内未完成登记的，应重新填报相关信息。

第九条 （备案转为审批）

备案管理的外商投资企业发生需审批的变更事项，应按照现行外商投资管理的相关规定办理审批手续。

第十条 （告知承诺）

外商投资企业备案实行告知承诺制。外国投资者或外商投资企业不得损害中国国家主权或社会公共利益、危害中国国家安全、损害环境，或存在其他违反中国法律、法规的情形。涉及国家安全审查和反垄断审查的，按照国家有关规定办理。

第十一条 （信息公开）

备案机构应将备案证明的信息予以公开。

第十二条 （诚信管理）

投资者（或外商投资企业）应按照告知承诺，如实提供备案信息，备案信息应与向注册登记机关提供的信息相一致。

第十三条 （事中事后监管）

备案机构应定期对投资者（或外商投资企业）的承诺事项进行检查。发现投资者（或外商投资企业）实际情况与承诺内容不符的，备案机构应以书面通知形式令其改正，并限期整改；情节严重的，应取消备案，将该信息记入外国投资者诚信档案，将该企业列入虚假陈述企业名录，并告知相关部门，公示处理结果。

第十四条 （港澳台投资者）

香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者在自贸试验区内投资设立企业的备案管理，参照本办法。

第十五条 （施行日期和有效期）

本办法自 2013 年 10 月 1 日起施行，有效期为 3 年。